

益田市都茂八幡宮所蔵の中世大般若経について

鳥谷芳雄

はじめに

島根県の西部、益田市美都町の都茂八幡宮には、以前から中世大般若経の伝来が知られてきた（以下、本経とする）。昭和二十九年（一九五四）刊行の『美都町史』などに記載がみえ、平成元年（一九八九）三月二〇日には益田市の指定文化財となっている。^①しかしながら詳細が分からず、現状における全巻把握が必要と感じていた。幸い当社のご理解・ご協力が得られ、平成二十九年（二〇一七）七月から八月にかけて調査を行った。結果、執筆が数年にわたることや周知の人物以外の檀那名が知られるなど、新たな知見を加えることができた。ここに調査の概要を報告するとともに、その特色や歴史的な性格について若干の考察を行ってみたい。

1. 都茂八幡宮とこれまでの本経理解

都茂八幡宮は市内（旧美濃郡）美都町都茂に所在し、益田川の支流である都茂川の上流、都茂郷集落東側に位置する。別に島山八幡宮の名があるが、そういわれるのは同宮がもと南方宮ヶ谷に鎮座し、万寿年間（一〇二四～二八）の大洪水で流され現在地に止まった際、島状を呈したからとされる。^②

祭神は、主祭神が誉田別命、配祀神が息長足姫命・比女大神であり、境内社に稲荷・一畑・五穀・粟島・伊勢両宮・新宮・八坂・金比羅・愛宕神社等が祀られる。元仁元年（一二二四）八月五日の津毛郷八幡宮具足箱銘などに津毛郷八幡宮の名が

みえ、これがいまの同宮に当たるとされる。同宮の神主原屋家は、鎌倉時代末期から室町時代にかけて古文書を伝え、うち一〇通が「紙本墨書原屋家文書」として島根県指定文化財となっている。^③

津毛郷は美都町の中央部にあった国衙領がもととされ、石見国衙の在庁官人藤原（益田）氏が、古代の美濃郡都茂郷の一部を新たに開発し、その領有権を認められて成立したとみられている。それゆえ益田氏と関係が深く、その一族三隅氏に与えられた時期もあったが、明応四年（一四九五）には惣領宗兼に返還され、以後戦国末期に至るまで益田氏本宗家が領有した。^④

本経のこれまでの理解となると、『美都町史』が「大般若経六〇〇巻のうち一二巻欠けの五八八巻が残る。その四七八巻の裏書に于時応永二〇年三月七日檀那定覚とある」と解説^⑤、昭和六二年（一九八七）刊行の『美都町文化財のしおり』や平成一三年（二〇〇一）刊行の『日本歴史地名体系33 島根県の地名』もほぼ同様な説明である。本経の成立年代や檀那をめぐってはこれまで、巻第四七八の奥書が唯一の手がかりであったといっている。

2. 本経の調査概要

本経は三つの経箱に納められて現存する。版経は含まず、すべて筆写経であって折本装である。しかし、後掲する巻号不明の奥書に「大般若六百軸」と表現されるように、もとは卷子装であったとみられる。巻末の処理具合からしても、巻尾の題

名や奥書のとあまり余白をとらないものが多く、折本に改装される際、末端がいくらか切り詰められたと考えられ、こうした点からも卷子装であったことをうかがわせる。⁽⁶⁾

大般若経は、ただしくは般若波羅密多経といい、六〇〇巻から成る大部の経典である。確認したところ全部で五九〇帖分が現存し、巻第一八、巻第四二二、巻第四二三、巻第四二五、巻第四二九、巻第四三七、巻第五七八の、全部で一〇巻を欠く。

もう少し残存状態に触れると、巻第四一四が巻頭を欠くほか、巻第一〇・八九・九〇・一二九・一四七・四一〇・四二〇は巻末ないし後半を欠く。また巻第三〇の巻末は巻第五七二の最後に、巻第五九〇は巻第五一〇の最後につく。あるいは巻第三四は、最初の方の紙継ぎをみると罫線がずれ、前後で筆跡を異にしていると分かる例である。こうした欠落や錯綜は、一つには改装時に生じた可能性が考えられる。また経年の間に虫損等が広がり、全体的に傷みが進んでいることも一因しているかと思われる。

一帖は二七・四cm×一一・七cmで、厚さは約一cmほどである。一行一七字、六行で一折れとする。二行の幅二・〇cm、紙高二七・三cmで、上端に三・〇cm、下端に二・五cmの余白を設ける。一紙の長さは巻第一二二で四二・三cm、巻第二五二で四四・四cm、巻第五九五で四三・三cm前後を測る。

各巻を調査した結果、奥書のあるものが全部で七二巻分認められた。最後に示すとおりであり、うち断簡として確認したものに巻第五三〇と巻号不明がある。なお経箱の三箱については、縦六〇・三cm、横三一・四cm、高さ五三・五cmの大きさで、いずれも後補のものである。

3. 筆写年代と執筆者について

ここからは奥書を手がかりに本経の筆写年代、執筆者、執筆場所、あるいは施入

先やその意趣、施主などについてみていきたい。

まず筆写年代からである。本経は一五世紀前半、室町時代中期のものとして問題ない。巻第一で応永一六年（一四〇九）三月一〇日に書き始めたとあり、巻第六〇には応永二年（一四一四）に書写し終えたとある（同年二月中のことか）。しかし、この間にあつてそれより新しい年代のもの、すなわち応永二十四（一四一七）書写にかかる巻第二二二と巻第二八九の二巻が認められる。また、一巻違いで筆写年が逆転するものもみられる。巻第一五一が応永一七年（一四一〇）二月吉辰とあるのに、巻第一五二は応永一六年（一四〇九）仲冬日とある例である。

このことから本経は必ずしも巻号順に筆写されているとは限らないと分かることに、通してみる限り少なくとも応永一六年（一四〇九）から同二四（一四一七）年まで、八年間にわたって筆写されたことが知られる。

次に本経の執筆者についてである。本経には恵音、恵春、曇等、禅興、無涯、快賀と複数の名がみえ（源俊もか）、一筆経でないことは明らかである。また具体的な名前までは分からないが、巻第五九八のように「備陽僧」、あるいは巻第三二〇のように「老野僧」と表現するものがある。加えて禅興（巻第一七四）は「雲禅興」（巻第一七六）ともあり、この人物にあつては雲州の人の可能性もある。

恵音・・・二一、三〇

恵春・・・四五、二五二、二八〇、二八六、二九〇、三三五、三三六、三四〇、

三七〇、三九〇、四六〇、四七〇、四八六、五二〇、五三八、五四〇、五六一、五七〇、五九〇、五九一

曇等・・・七六、七七、七八、七九

禅興・・・一七四、一七六

源俊・・・二五六

無涯・・・二八九

快賀・・・五二一、五三二、五三四、五三五、五二六、五二七、五二九

これらの執筆者にあって、一番多く確認できるのは恵春であり二〇巻を数える。恵春は僅かながらも四〇巻台をはじめ、二〇〇巻台、三〇〇巻台、四〇〇巻台、五〇〇巻台と、全体を通してみられることから、彼らの中で主筆を務めた人物ではなかったかと推定する。

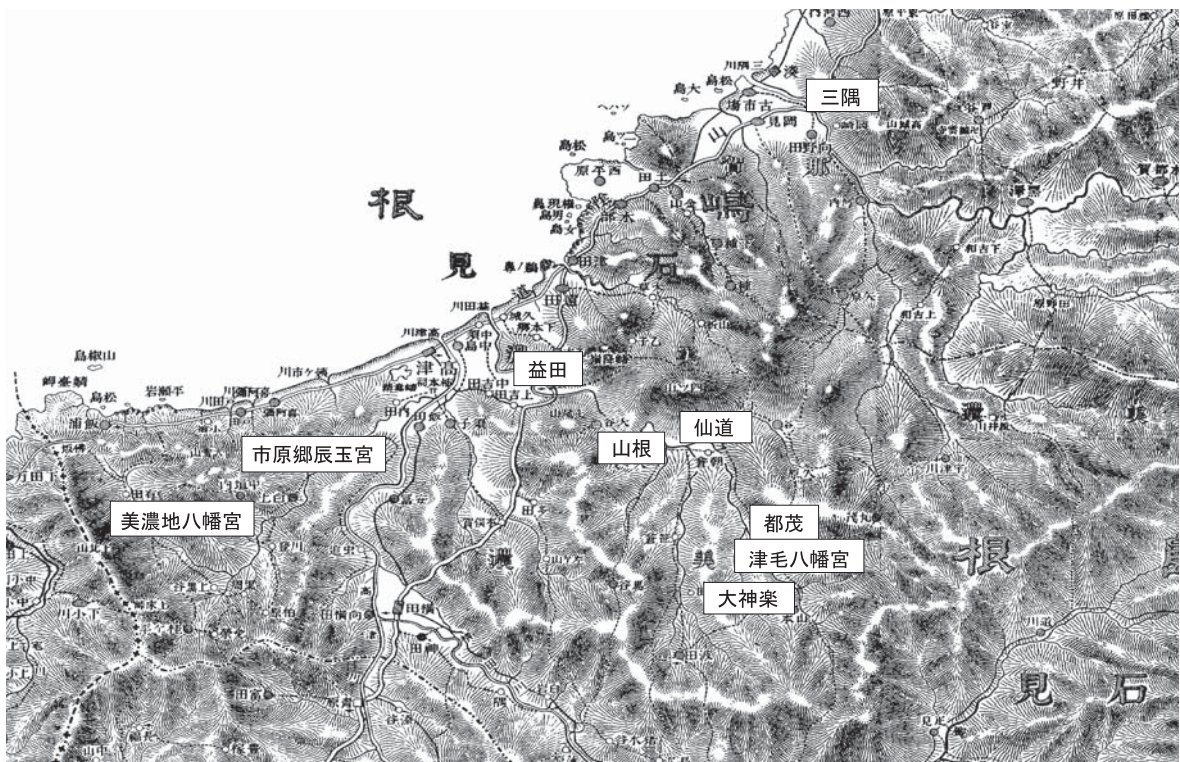
また快賀は巻第五二一から五二九まで、ほぼ連続して書写していると知られる。一定しているわけではないが、これからすると一巻につき速いものは二日程度、遅いものは一六日間かけて書写したようである。加えて彼はおよそ一〇巻を一区切り、すなわちここでは巻第五二一から巻第五三〇までを執筆したとみてよい。それは他の執筆者にあって同様ではなかったと推測する。この点でいえば、後述するように、檀那や施主とみられる人物から「一帙」（すなわち一〇巻分）ないしは「十巻」のまとまりで施入がなされていることも関連するのかもしれない。

4. 執筆場所と施入先および檀那や意趣など

次は書写が行われた場所についてである。巻第九五に「於石城美濃郡津毛郷書之了」とあることから、おそらく大半は当地津毛郷において執筆されたとみられる。またその中においてより具体的なのが巻第二八九の「於万年庵」や巻第四一一の「於玖傳軒」、あるいは巻号不明の「就于大神楽久傳庵」の記載である。庵（軒）名をもつ当郷内における寺院での執筆が推察されるが、それは禅宗系統の寺院であったのだろうか。

因みに「大神楽」は、都茂からすると南側に位置する旧都茂村山本（益田川からすると上流側）の字名の一つであり、ここを指している可能性が高い。また久傳庵（玖傳軒）についても、現在この山本に玖光庵（曹洞宗）の名称の寺院があって関連性が注目される。⁽⁷⁾ こうしたことから推しても、本経の大半は都茂郷のうちで書写されたと考えてよいであろう。

ついでにここで奥書にみられる地名について触れておく。⁽⁸⁾ 既述の津毛郷、大神楽



本文関連の地名等位置図

* 本図は明治年間に製作された「輯製二十万分之一図」の復刻版「島根県全図」（『日本歴史地名大系33 島根県』平凡社、1995付録）から該当部分を転載したうえで地名等を挿入したものである。

のほかでは、山道（巻第二〇五〜二〇七・二〇九）、上塚（巻第四〇一〜四〇六・四〇九）、□根（巻第五四〇）がある。

山道は、仙道とも書かれる地名であり、都茂からすると西側に位置し（益田川からすると下流側）、檀那定覚に關係して記される。上塚は具体的には不明であるが、施主とみられる後述の地馬尉国永に關係してみえ、これも津毛郷内の一地名ではないかと考える。また□根については旧豊川村久々茂の小字名に「山根」（仙道より下流部）があつて該当する可能性が高い。これは今回新たに分かつた本経檀那の一人、道心に關係する。

一方で、巻第五二・五二四〜五二七・五二九・五三〇は（おそらく五二二から五三〇までの一〇巻分が該当しよう）、「於石州三隅実相院書写之」とあることから、明らかに執筆の場所を異にしていると分かる。実相院については現存せず、管見ではじめて知る寺院名である。文化一四年（一一八一）に成つた石見地方の代表的地誌『角郭石見八重律』⁹⁾にもみえず、いつしか退転してしまつたのであろう。なおこの一まとまりを書写したのは執筆者の一人、快賀である。

ともかくこれらによって本経は、少なくとも津毛郷と三隅（実相院）の二か所で書写されていたことが知られる。郡域でいえば前者は美濃郡、後者は那賀郡であり、位置的に両者は少なからず距離をおく關係にある。しかし双方には何がしかの結びつきがあつて書写が行われたとみられ、筆者同士のつながり、あるいは在地における権力の在りようがそうさせたと思像する。前者であれば僧侶間のネットワークや同宗派寺院の關係から、後者であれば当地域の益田氏支配に關連した政治的な事情を反映したものではないかと推察する。津毛郷周辺が置かれた歴史的な環境からすれば、本経は後者の可能性が高いように思われる。

次に、本経の施入先やその意趣についてである。

本経は、巻第七一に「津毛郷八幡大菩薩經書筆叟」、巻第七三に「奉八幡宮書筆畢叟」、巻第七六に「石見国津毛郷八幡宮書筆叟（中略）、雖惡筆末代為也（後略）」

などとあつて、津毛八幡宮（大菩薩）のために書写され奉納されたものであることが明らかである。また、巻第六〇には「八幡宮 公用」、あるいは巻号不明の断簡に「右大般若六百軸者八幡宮之公用也」とあり、当初から当八幡宮の公用とされてきたことが知られる。

奉納の意趣は、巻第一二二に「天地安穩四海太平、祈願成就、如意吉祥故也」とあるほか、巻第一五二・一五六は「所願成就故」、巻第四七一は「心中祈願故」とする。巻第四〇一は「為現在快樂未來善処」とあるが、これは上塚地馬尉国永が個人的な意趣として記すものである。

この他に巻第五七〇は「為悲母正心禅尼、孝子藏阿弥陀仏」とあつて、阿弥号を有する「藏阿弥陀仏」が、自身（孝子）の母親「正心禅尼」のために奉納したと分かる。この場合は六百巻のうち一〇巻（巻第五六一から巻第五七〇を指すであろう）に關係した施入である。また総じての意味合いに解されるものに、巻号不明の断簡の「可然為結縁」がある。この大般若經六百巻に關係するすべての人々の結縁のためとして記すのが知られる。

もう一つ、本経に關係した檀那、施主についてである。

本経の書写・施入にあたり、檀那に定覚がいたことは周知のとおりである。今回の調査でも該当の巻第四七八で確認できたが、この人物については今回巻第二〇五〜二〇七・二〇九及び四七七巻にも認められ、これで少なくとも五巻あると分かつた。

そのうえで巻第二〇五〜二〇七および二〇九では、「一帙檀那山道定覚（または沙弥定覚）」とある。これにより彼は一帙分の檀那であつたと分かるが、一帙とは一〇巻を一まとまりとした単位と考えられるから、巻第二〇一から巻第二一〇までの一〇巻がまず定覚の施入分であつたと知られる。

同様に巻第四七七と巻第四七八の二巻も定覚が檀那であつて、となると巻第四七一から巻第四八〇の一〇巻分もそうであつたとみてよからう。また定覚は「山道之

定覚」とか「山道 沙弥定覚」とあることから、仙道地域に居を構えた武士であり、沙弥となることで法名定覚を名乗っていた人物と推察される。

ところで、本経の檀那は定覚以外にも二人いると分かった。一人は巻第五四〇の「檀那□根 道心」であり、もう一人は巻第一七〇の「檀那津毛郷大工守重」である。前者の□根は、前述のとおり、旧豊川村久々茂の小字「山根」を指している可能性がある。道心も定覚と同様、在家にありながら法名をもつ武士であったと推察される。⁽¹⁰⁾「二百巻内十巻」ともあることにより、これまた一〇巻（すなわち一帙）単位の施入であることが見て取れる。

大工職を有す守重は津毛郷内において、当八幡宮の造宮に関わるような建築土木の総監督的な人物ではなかったかと推察される。また檀那とはいえないが、施主の「施」を省いたとみられるものに、巻第四〇一〜四〇六・四〇九の「一帙主上塚地馬尉国永」がいる。前述したように上塚の場所ははっきりしないものの、国永もまた巻第四〇一から巻第四一〇までの一帙分を施入したことが知られる。

檀那もしくは施主とみられる人物がこうして複数存在すると分かったことにより、従来から知られる定覚のみをもって本経を理解することは適当でなくなったといえる。定覚は檀那の一人に過ぎず、本経が彼を含めた複数の檀那あるいは施主により施入されたものと分かった意義は小さくないであろう。

また檀那はこのほかにいたかもしれないが、さらには本経全体に関わって大檀那が存在した可能性も考えられる。この点の復元的な考察は、困難ではあろうが他の史料と突き合わせながらなお検討の余地があるものと思われる。

5. 石見地方における中世大般若経の伝来とその受容

次に、地域をひろくとらえることで、本経書写・施入の相対的な年代を問題にしてみたいと思う。石見地方あるいは隣接諸国において、本経が中世大般若経としてどのような位置にあるのかを検討する。

これまで管見に及んだ石見地方の中世大般若経には以下のものがある。⁽¹¹⁾

石見中部では、浜田市三隅町の龍雲寺大般若経が永和三年（一三七七）の年紀をもつ。益田氏と関わりがあるとみられる沙弥祥秀が大檀那となり、石見国長野庄市原郷の辰玉宮へ奉納した筆写経である。

同じく同市内の宝福寺大般若経は、嘉吉三年（一四四三）から文安元年（一四四四）にかけて三隅氏を大檀那とした筆写経である。石見をはじめ、長門・肥前・日向・薩摩・安房の六カ国一〇名の写経者による多筆経であることが特筆される。

石見西部においては、吉賀町（旧六日市町）の新宮神社大般若経が明德四年（一三九三）から応永元年（一三九四）にかけて筆写経であり、当地吉賀郡野中村住の道鑑（益田氏ゆかりの者であろうか）が大施主となって当社に施入された。また同町の本覚寺大般若経は版経で、文安六年（一四四九）にもと長門国阿武郡高佐郷の三岳禅庵に施入されたものである。当地には戦乱によりもたらされた可能性がある。

このほか記録で知られるものに浜田上府村八幡宮、上波田村八幡宮、亀谷村八幡宮の例がある。上府村八幡宮のものは中世でも早い段階の延応二年（一二四〇）、延慶元年（一三〇八）に書写された。上波田村八幡宮は応安元年（一三六八）から永和二年（一三七六）にかけてのもの、亀谷村両八幡宮は弘和四年（一三八四）の書写とされる。

さて、これらの事例を踏まえつつ、かつ防長二カ国を視野に入れながら、先に当地方における中世大般若経の在り方を検討したことがある。その結果、一四世紀後半から一五世紀半ばにかけて大般若経の書写・施入が、この地域全体で盛行していることが知られた。こうした様相は近畿地方において早くに指摘されてきたところであるが、当地方もこれと似た状況にあることが分かった。その後、隠岐国・出雲国においても検討を行ったが、これらの地域にあってはほぼ同じ傾向にあることがうかがえた。⁽¹²⁾

ところで、本経の調査を進める中で、石見国内には記録に残る例がもう一つある

と分かった。後代の史料ながら「石州美濃郡美濃地八幡社記録」にみえるもので、益田市美濃地の美濃地八幡宮に伝来した筆写経である。⁽¹³⁾記録では宝徳二年（一四五〇）に東光寺沙門の長康が大般若経六〇〇巻を書写し納めたとある。

美濃地は旧美濃郡の西端、高津川の支流白神川と支流美濃地河内川の合流点を中心とした地帯である。東光寺は八幡宮の東側にあったとされる寺院で、永和三年（一二七七）紀伊国根来からやってきた僧道忠によって開かれたという。⁽¹⁴⁾おそらく同寺は八幡宮の別当寺であったものと推定される。

この場合、檀那や施主に関する情報はない。しかし、本経とは同じ美濃郡内に位置する事例であって、しかも同じ八幡宮への施入品であることで共通する。

因みに、これも先の防長から石見にかけて検討した中で指摘したことである。とりわけ防長二か国にあってこのころ盛んに書写・施入されていた要因には、全国的な趨勢とも相俟って、特に大内盛見による政治的で文化的な施策が影響しているように考えられること、またもう一つに、その施入先をみると国内各所の八幡宮や禅宗寺院が多いといった特徴がみられるとした点である。

こうして本経（津毛八幡宮）や美濃地八幡宮のものもあわせてみるに、石見地方においては一四世紀後半から一五世紀のはじめにかけて多くの事例があることがあらためて捉えられた。よって本経もこの時期の需要の高まりの中で成立した中世大般若経の一つとみて差し支えないと考える。また時の政治権力との関係はさておくとしても、まずは八幡宮系統の神社への施入品であることがここでも注目されるのである。

おわりに

繰り返すが、本経について簡単なまとめをして終わりにしたい。

本経は一五世紀前葉、応永一六年（一四〇九）から同二四年（一四一七）にかけて書写され、当初から石見国美濃郡津毛郷の津毛八幡宮へ施入されたものである。

折本装になるが、もとは卷子装であったとみられ、六百巻のうち五九〇巻が現存する。

奥書からは筆者が複数認められ、恵音、恵春、曇等、曇楽、禅興、快賀の名が知られるとともに、他に備陽僧、老野僧と記すものがあつた。恵春を主筆としつつ、彼らはおよそ一〇巻を一区切りに筆写した可能性が高い。

筆写は大部分が津毛郷内で行われたとみられるが、一部に三隅の実相院で執筆されたものを含む。三隅の地は歴史的に益田氏に関連深いところであり、本経はその圏域下において成立した可能性を考えたもよいかと思われ。⁽¹⁵⁾

檀那は従来の定覚ばかりでなく、他に道心や大工守重と複数いると分かった。加えて施主とみられるものに国永がいるが、彼らは当郡域内の武士を中心とした人物群ではなかったかと推察される。また基本的に彼らは一帙（十巻）を一単位として施入しているようにみとれる。

もしかするとこれ以外にも檀那あるいは大檀那がいた可能性があるが、この点はこの史料とも突き合わせながら、今後なお検討されてよいかと考える。

本経は、石見地方もしくは隣接する防長二か国、さらには出雲・隠岐両国も含んで、この近隣地域における中世大般若経の消長からみると、それが盛んに享受された一四世紀後半から一五世紀末までの間にあって成立したものの一つである。

すなわち、中世大般若経の書写・購入・施入が盛行するこの時期にあって、本経も軌を一にした事例である。それと本経にあってはとりわけこの時期に多くの事例が確認できる八幡宮への施入品であることが注目される。

本経の歴史的性格についての検討は不十分なままであるが、それでも書写年代をはじめ、執筆者、檀那、施主など、より具体的になった意義は小さくないと思われる。

付記

本報告は、これまで自身が継続して行ってきた中近世大般若経調査をベースにしながら、平成二九年度(二〇一七)に島根県古代文化センターが実施した中近世基礎資料調査の中で取り組んだものである。調査に当たっては、都茂八幡宮宮司の原屋定道氏にひとかたならぬご理解とご協力を賜った。ここに記して厚くお礼申し上げます。また調査では須山啓子、阿部春枝、佐藤恵子の各氏の補助を得るとともに、資料整理にあたっては松井敦子氏の手を煩わせた。末筆ながら心から感謝いたします。

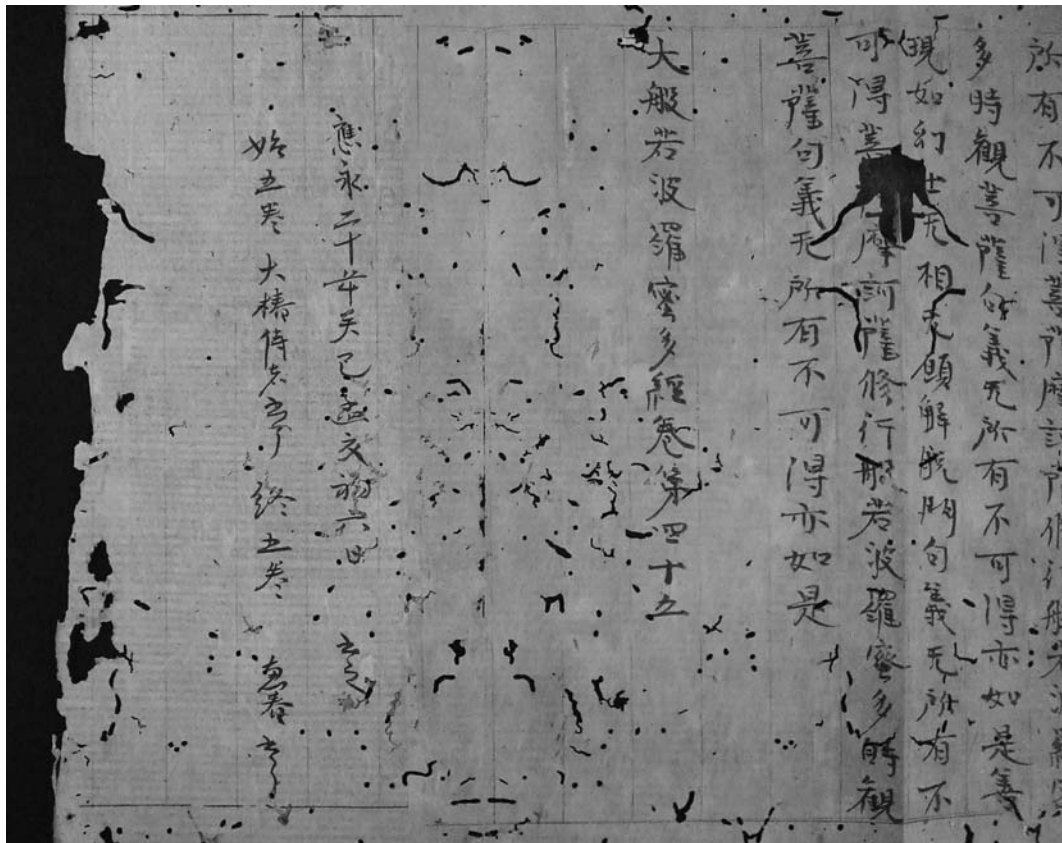
註

- (1) 『美都町史』二〇一七。第二篇の第四章「1. 神社の由緒沿革」の「(1) 島山八幡宮」の項。美都町教育委員会『文化財のしおり』一九八七。
- (2) 「46八幡宮」『神国島根』島根県神社庁一九八一。
- (3) 『日本歴史地名体系』33 島根県の地名』平凡社、二〇〇一。なお具足箱銘はこれに「萩藩閩閩録」にみえる。ただし筆者は未見。
- (4) 前掲註(3) および『角川日本地名大辞典』32 島根県』角川書店、一九七九。
- (5) 『美都町史』ではつづけて「応永二〇年は西暦一四一三年。群書類従の記載にあるという八幡宮の勧請には大般若経を書写して収めることを絶対条件としたということをはほとんどすればこの年が勧請になって約五〇〇年おくれることになる」ともある。また、文化財の指定理由は「美都町都茂の都茂八幡宮にあり、神社の有するものとしては珍しいものとされている。全六〇〇巻中五八八巻を有し、応永二〇年と記したものである。また、檀那定覚の裏書きもある」である。
- (6) 中世大般若経は利用上あるいは保管上の都合から、卷子装から折本装に改められた例が多くあるが、本経もその一つに該当することになる。因みに、逆に卷子装のまま残っているものに、島根県では隠岐郡海士町の宇受賀命神社本や同郡西ノ島町の現常福寺本の例がある。
- (7) 前掲註(4)に同じ。
- (8) 前掲註(4)に同じ。

- (9) 工通忠孝他『角郭石見八重葎』石見地方未刊資料刊行会一九九九。文化一四年(一八一七)に成った石田初右衛門春律著。
- (10) 因みに法名に「道」の一字を用いた人物に、益田兼弘(法名道忍、一四世紀後半)、益田兼世(法名道兼、?~一四〇七)がいる。
- (11) 拙稿「石西地域の二つの中世大般若経について」『古代文化研究』第15号、二〇〇七。拙稿「浜田市龍雲寺所蔵の中世大般若経について」『古代文化研究』第18号、二〇一〇。拙稿「浜田市宝福寺所蔵の中世大般若経について」『古代文化研究』第24号、二〇一六。
- (12) 拙稿「隠岐における中近世大般若経―祭礼行事と関連させながら―」『隠岐の祭礼と芸能に関する研究 島根県古代文化センター研究論集第20号』、二〇一八。拙稿「安来市山狭神社所蔵の中世大般若経について」『古代文化研究』第30号、二〇二二。
- (13) 「石州美濃郡美濃地八幡宮文書」『益田古文書を読む会成果報告書2』益田古文書を読む会編、二〇二二。これによると同宮は、慶長・元和の初めのころに衰頹し、三〇〇巻(六〇〇巻のうちの三〇〇巻という意味であろう)は虫追の社に分与されたとする。この虫追の社がどこなのか不明であるが、こうした記事からしても、同八幡宮に大般若経が納められていたのは事実であったとみられる。
- (14) 参考までに現在、美濃地河内において道面山東光寺(真宗大谷派)という寺院が存在する。
- (15) 因みに美濃地八幡宮のものにあっては、前掲註(13)の史料中に「于時長野庄内也」との記載もみえ、この例が石見国長野庄と関係していたことが知られる。このことから推察するに、当経の成立にもこの地域の支配に関わった益田氏が関係するのではないかと想像したりする。こうした点も考慮すれば、本経をはじめとするこの地域全体における中世大般若経の諸例は、ある意味で益田氏を無視して捉えることは適当でないといってもよいのではなからうか。

奥書一覽

- (1) 応永十有六年三月十日立筆之
- (21) 釋惠音謹書
- (30) 釋惠音謹書 (※ただし巻頭は572)
- (45) 応永二十年癸巳孟夏初六日 書之
始五卷 大椿侍者書了 終五卷 惠春 書了
- (71) 津毛郷八幡大菩薩經書筆叟十六
- (72) 尔時応永十六年八月初日
津毛郷奉八幡宮書筆叟生年六十一 曇等
- (73) 于時応永十六年八月初日
奉八幡宮書筆叟生年六十一
- (74) 八幡宮書筆叟六十一
- (75) 于時応永十六年丑書筆叟六十一 畢八月十三日
- (76) 石見国津毛郷八幡宮書筆叟六十一
雖惡筆末代為也 曇等
- (77) 奉八幡宮書筆 雖惡筆叟六十一 曇等
- (78) 于時永年十六 八幡宮書筆六十一 曇樂(マ)
- (79) 特奉八幡宮書筆了 叟六十一 曇等
- (80) 于時応永十六年乙九月三日奉八幡宮書筆六十一 畢
一守了
- (92) 石州津毛郷 八幡宮置之
- (95) 於石城美濃郡津毛郷書之了
- (122) 右意趣者
天地安穩四海太平祈願成就如意吉祥故也



卷第45の巻尾・奥書部分

- (150) 応永念三年^酉仲秋上旬六日 書写終
- (151) 応永十七年 二月吉辰書之了
- (152) 右志者所願成就故矣
- 応永十六年仲冬日書之了
- (154) 応永十六巳丑 書之
- (156) 為所願成就故矣
- (158) 応永十七年三月吉辰 書写之畢
- (159) 卯月吉辰 書写之
- 応永十七^{寅庚}
- (160) 応永十七年三月吉日書之
- (170) 二百内十卷檀那津毛郷大工 守重
- (174) 禪興謹筆
- (176) 雲禪興謹筆
- (205) 一帙檀那 山道之定覺
- (206) 一^(ツ)株檀那 山道 定覺
- (207) 一^(ツ)株檀那 山道 沙弥定覺
- (209) 一^(ツ)株檀那 山道 定覺
- (252) 応永十七庚寅孟陬改旦書之 執筆 积氏沙門慧春
 生年五七
- (256) 源俊書之
- (280) 石州美濃郡津毛郷八幡宮
 于時応永辛卯二月廿三日 書之 悪筆 恵春^{生年}
 六々
- (281) 石州美濃郡津毛郷八幡宮
- (284) 八幡宮安置之
- (286) 応永辛卯孟夏七日 書之 沙門恵春^{生年}
 六々
- (288) 石州美濃郡津毛郷八幡宮
- (289) 于皆応永辛卯孟夏中二日書之 沙門 恵春^{生年}
 六々
- (290) 石州津毛郷八幡宮
- (290) 石州津毛郷八幡宮
- (290) 于皆応永辛卯孟夏中四日書之 沙門恵春^{生年}
 六々
- (320) 就于久傳下雖悪筆為結縁書為了 老野僧
- (335) 于皆応永^{卯辛}林鐘念三日
- (335) 石州美濃郡津毛郷八幡宮
- (336) 于皆応永十八年辛卯梅雨終廿日書之 沙門 恵春^{生年}
 六々
- (336) 石州美濃郡津毛郷八幡宮
- (340) 応永十八辛卯梅雨終日書之 沙門恵春^{生年}
 六六
- (340) 石州美濃郡津毛郷八幡宮
- (370) 于皆応永十八年辛卯林鐘初五日書之沙門恵春^{生年}
 六々
- (370) 石州美濃郡津毛郷八幡宮
- (390) 応永十八年辛卯夷則初八日書之 沙門恵春^{生年}
 六々
- (390) 石州美濃郡津毛郷八幡宮
- (401) 于時応永十八年辛卯八月初八日書之 沙門恵春^{生年}
 四九
- (401) 一帙主上塚地馬尉國永
 為現在快樂未來善処
- (402) 一帙之主上塚地馬尉國永
- (403) 一帙之主 上塚地馬尉國永
- (404) 一帙之主馬尉國永
- (405) 一帙之主上塚地馬尉國永之
- (406) 一帙之主 國永
- (409) 一^(ツ)帙之主上塚地馬尉國永

- (411) 于皆応永^{壬戌}暮歲念五 於玖傳軒下書了
- (414) 応永十九年^{壬戌}卯月□日 □□
- (417) 応永^{壬戌}孟夏十七日 書了
- (460) 応永十九壬辰林鐘廿七日 書之 悪筆惠春
- (470) 応永十九壬辰夷則十日 書之 惠春
- (471) 右意趣者心中祈願哉
- (477) 檀那定覺
- (478) 于時応永二十年三月七日 檀那定覺
- (486) 津毛郷 八幡宮
「 〓 九年八月十三日 惠春カ
- (520) 応永二十年五月端午後日書了 沙門惠春
- (521) 于時応永廿年三月廿七日 右筆快賀^{春秋}_{六十三}
- (522) 于時応永廿年^{巳癸}卯月十二日於石州三隅實相院書写了
右筆快賀^三_{六十}
- (524) 于時応永廿年^{巳癸}卯月廿七日於石州三隅實相院
書写了 筆者快賀^{春秋}_{六十三}
- (525) 于時応永廿年^{巳癸}卯月卅日於石州三隅實相院書写了
右筆快賀^{春秋}_{六十三}
- (526) 于時応永廿年^{巳癸}五月二日於石州三隅實相院書写了
右筆快賀^{春秋}_{六十三}
- (527) 于時応永廿年^{巳癸}五月十日於石州三隅實相院書写了
右筆快賀^{春秋}_{六十三}
- (529) □永廿年^{巳癸}五月十七日於石州三隅實相院書写了
右筆快賀^{春秋}_{六十三}
- (530・断簡) 于時応永「 〓 三隅實 〓 〓
- (538) 応永念天癸巳林鐘念九日 書了 惠春
- (540) 六百卷内 二十卷檀那□根 道心
于時応永二十年七月五日書了 執筆惠春
- (559) 石州津毛郷八幡宮安置之
- (561) 石州美濃郡津毛郷八幡宮
応永二十年八月^(マ)白月 書了 沙門惠春
- (570) 六百卷内 十卷奉為悲母正心禪尼 孝子蔵阿弥陀仏
応永二十年癸巳八月廿七日 沙門惠春
- (575) 応永十八年辛卯潤十月七日誌之
- (590) 応永二十年十月十五日 慧春
- (591) 石州美濃郡津毛郷八幡宮
応永二十年七月十七日書了 沙門惠春
- (598) 皆応永廿一年^{午甲}二月十三日 備陽僧書畢
- (600) 石州美濃郡津毛郷 於于
八幡宮 公用
応永念一天甲午改且午時書写畢了 生年
- (不明・断簡)
于時応「 〓 夏上旬日
右大般若六百軸者当庄八幡宮之公用也雖悪筆可然為結縁
就于大神楽久傳庵書了



都茂八幡宮遠景



同上境内近景



卷第591~600の表紙

大般若波羅蜜多經卷第一百十六
 三藏法師 玄奘奉 詔譯
 初分抗量功德品第三十之十四
 世尊云何以舌界無二為方便無生為方便
 無所得為方便回向一切智智修習無忘失
 法恒住捨性慶喜音界舌界性空何以故以
 舌界性空與無忘失法恒住捨性無二無二
 分故世尊云何以味界舌識界及舌觸舌觸
 為緣所生諸受無二為方便無生為方便無
 所得為方便回向一切智智修習無忘失法
 恒住捨性慶喜味界舌識界及舌觸舌觸為
 緣所生諸受味界舌識界及舌觸舌觸為緣
 所生諸受性空何以故以味界舌識界及舌
 觸舌觸為緣所生諸受性空與無忘失法恒
 住捨性無二無二分故慶喜由此故說以舌
 界等無二為方便無生為方便無所得為方

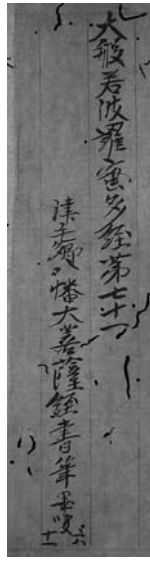
卷第116 卷頭部分

大般若波羅蜜多經卷第二百零四
 初分說般若相品第三十七之三
 三藏法師 玄奘奉 詔譯
 佛言善現八解脫無染汙故般若波羅蜜多
 清淨八勝處九次第定十遍處無染汙故般
 若波羅蜜多清淨世尊云何以八解脫無染汙
 故般若波羅蜜多清淨八勝處九次第定十
 遍處無染汙故般若波羅蜜多清淨善現八
 解脫不可取故無染汙八解脫無染汙故般
 若波羅蜜多清淨八勝處九次第定十遍處
 不可取故無染汙八勝處九次第定十遍處
 無染汙故般若波羅蜜多清淨佛言善現四
 念住無染汙故般若波羅蜜多清淨四正勤
 四神足五根五力七等覺支八聖道支無染
 汙故般若波羅蜜多清淨世尊云何以四念住
 無染汙故般若波羅蜜多清淨四正勤乃至
 八聖道支無染汙故般若波羅蜜多清淨善

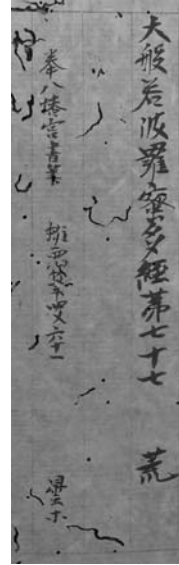
卷第294 卷頭部分



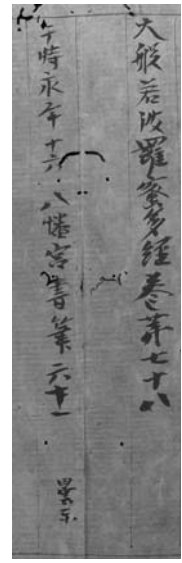
卷第45



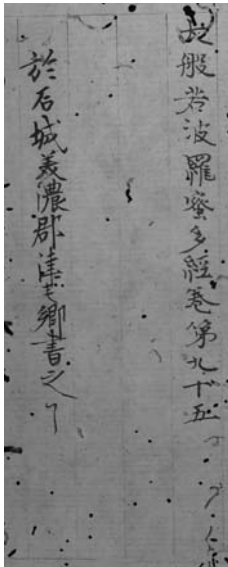
卷第71



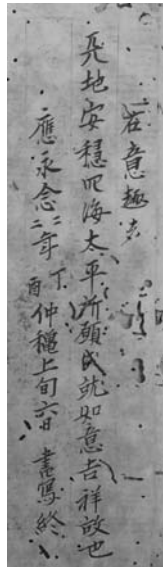
卷第77



卷第78



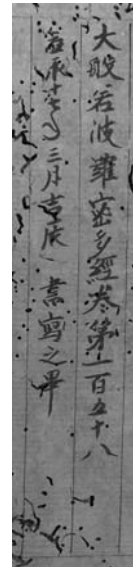
卷第95



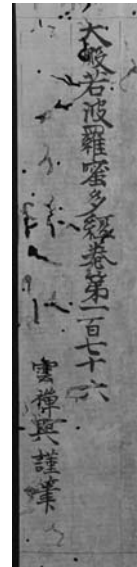
卷第122



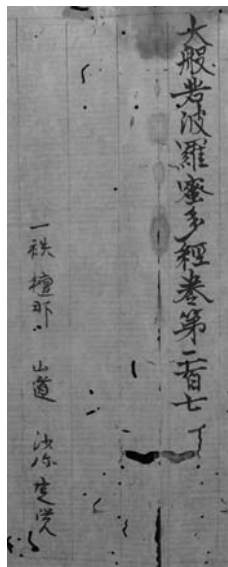
卷第152



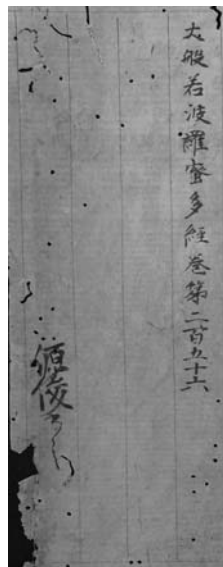
卷第158



卷第176



卷第207



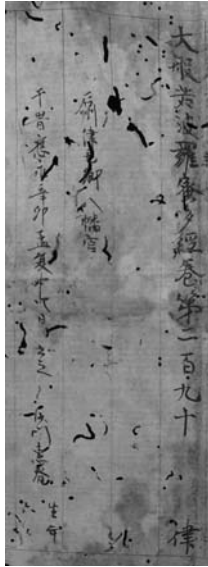
卷第256



卷第288



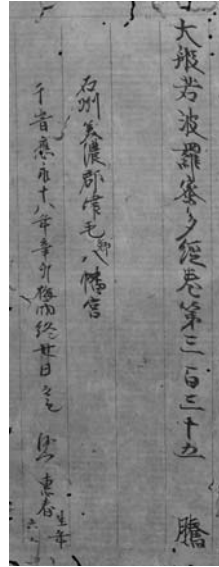
卷第289



卷第290



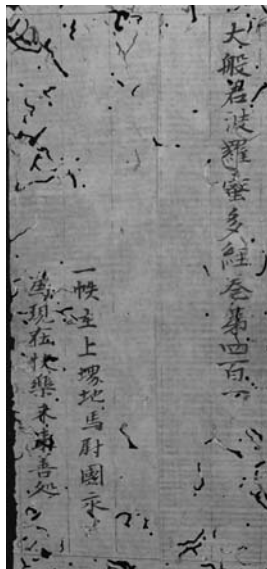
卷第320



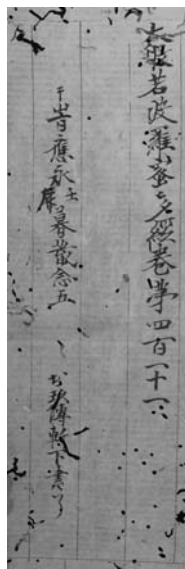
卷第335



卷第370



卷第401



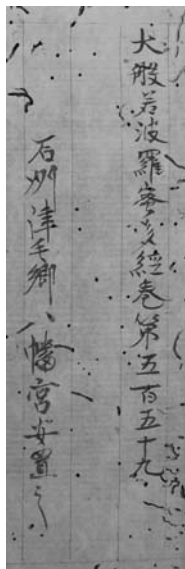
卷第411



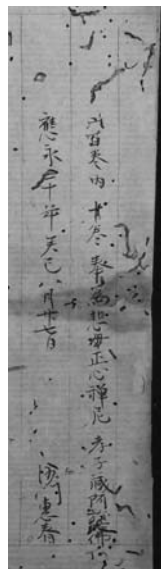
卷第522



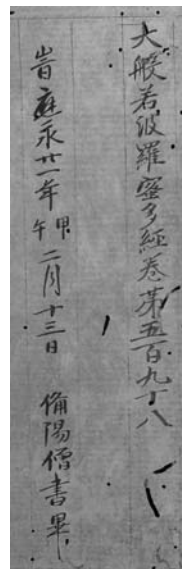
卷第540



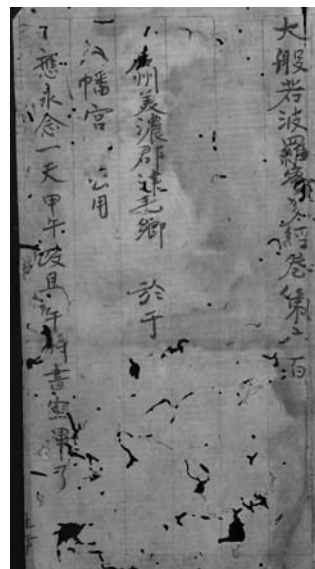
卷第559



卷第570



卷第598



卷第600



卷号不明